

川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業

入札説明書

平成 28 年 7 月 14 日

(平成 28 年 9 月 26 日修正版)

川西市

【 目次 】

第 1	入札説明書の定義	1
第 2	事業の概要	2
1	事業名称	2
2	事業の対象	2
3	事業目的	2
4	事業内容	2
5	事業期間等	3
6	事業方式	3
第 3	応募に関する条件等	4
1	入札参加者の全体構成	4
2	入札参加者の参加資格要件	5
3	応募に関する留意事項	7
4	選定方法及びスケジュールについて	8
5	応募手続等	9
6	入札にあたっての留意事項	12
第 4	落札者の選定	14
1	落札者の選定方法	14
2	選定審議会の設置	14
3	審査の内容	14
4	審査項目	14
5	落札者の決定	14
6	審査結果及び評価公表	14
7	事務局	15
第 5	提示条件	16
1	事業フレーム	16
2	市の支払いに関する事項	16
3	選定事業者の収入	16
4	選定事業者の事業契約上の地位	17
5	入札保証金及び契約保証金	17
6	保険	18
7	市と選定事業者の責任分担	19
8	SPC に関する取扱い	19
第 6	事業実施に関する事項	20
1	市による本事業の実施状況の確認	20
2	事業期間中の選定事業者と市の関わり	20
第 7	契約の考え方	21
1	基本協定の締結	21
2	契約手続き	21

3	契約の概要	21
4	入札価格と契約金額.....	21
5	議会の議決	21
第8	その他	22
1	基本協定に違反した場合の取扱い.....	22
2	特定事業の選定の取消し.....	22
3	情報公開及び情報提供.....	22

別紙

- 1 対象校一覧
- 2 第2回現地見学会の実施概要及び留意事項
- 3 サービス対価について

第1 入札説明書の定義

この「川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業 入札説明書」(以下「入札説明書」といいます。)は、川西市(以下「市」といいます。)が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号 最終改正：平成 27 年 9 月 18 日法律第 71 号)(以下「PFI 法」といいます。)に基づき特定事業として選定した「川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業」(以下「本事業」といいます。)を実施するにあたり、入札参加希望者を対象に配布するものです。

事業の基本的な考え方については、実施方針(平成 28 年 6 月 30 日公表)と同様です。また、本事業の条件等について、実施方針に関する意見を踏まえて、入札説明書等を作成していますので、入札参加希望者は上記のことに留意して、入札等に必要な書類を提出してください。

別添資料の「要求水準書」、「落札者決定基準」、「基本協定書(案)」、「事業契約書(案)」、「様式集」は、入札説明書と一体のものとしします。なお、入札説明書等と、実施方針に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとしします。入札説明書等に記載がない事項については、実施方針によることとしします。

第2 事業の概要

1. 事業名称

川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業

2. 事業の対象

選定事業者は、別紙 1「対象校一覧」に示す市内の小中学校、幼稚園、及び特別支援学校 28 校・園（以下「対象校」といいます。）の普通教室及び特別教室等 972 室（以下「対象室」といいます。）において、新規の空調設備（以下「新規設備」といいます。）の新設及び設置後概ね 20 年が経過した既存の空調設備の新規設備への更新（以下、「新設」と「更新」を併せて「整備」といいます。）を原則、平成 29 年度の夏休み期間中に実施します。また、新規設備の維持管理及び対象校における更新の対象とならない既存の空調設備（以下「点検対象設備」といいます。）の点検を行います。

3. 事業目的

本事業は、空調設備に関する整備をすることにより、幼児、児童、生徒（以下「生徒等」といいます。）に望ましい学習環境を提供することを目的とし、さらに事業実施にあたっては、民間の技術的能力等を最大限に活用して短期間に一斉導入することで学校間の公平性を確保するほか、維持管理を含めた効率的な運営でコスト削減を図ります。

4. 事業内容

選定事業者は、以下の業務を行うものとします。

(1) 設計業務

設計のための事前調査業務

施工に係る設計業務（各対象校の設計図書の作成等）

その他、付随する業務（設計図書に記載の水準（以下「業務水準」といいます。）に関するチェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含まれます。）

(2) 施工業務

整備のための事前調査業務

整備に伴う一切の工事（エネルギー関連の設備の整備、デマンド監視装置の適切な設定、植栽その他既存施設等の移設・復元、更新の対象となる既存の空調設備の撤去、既存の冷媒の回収・引渡し等を含みます。）

その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含まれます。）

(3) 工事監理業務

施工に係る工事監理業務

その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象校との調整も含まれます。）

(4) 所有権移転業務

施工完了後の市への新規設備の所有権の移転業務

(5) 維持管理業務

新規設備の維持管理のための事前調査業務

新規設備の性能の維持に必要な一切の業務（新規設備を事業期間内に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）

新規設備に係る緊急時対応業務（問合せ対応、緊急修繕等）

新規設備の運用に係るデータ計測・記録業務

新規設備の運用に係るアドバイス業務（運転マニュアルの作成、省エネ運用に関する助言等）

新規設備及び点検対象設備の法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）に係る点検業務等）

その他、付随する業務（計画書・手順書・帳票等の作成、調整、維持管理記録の提出・報告、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力、交付金申請手続きへの協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含まれます。）
エネルギー供給は、本事業の範囲に含みません。新規設備及び点検対象設備の運転に必要なエネルギー費用は、市が負担します。

(6) 移設等業務

対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により新規設備の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」といいます。）が必要となった場合の移設等業務
新規設備の移設等業務にかかる費用は、別途に締結する契約に基づき、市の負担とします。

5. 事業期間等

本事業は、次のスケジュールで行います。

(1) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日（平成 29 年 3 月を予定）から、平成 42 年 3 月末までの約 13 年間とします。

(2) 契約等の締結

仮契約

平成 29 年 2 月を予定しています。

本契約

平成 29 年 3 月を予定しています。

6. 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき実施するものとし、選定事業者が自らの資金で設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、所有権移転業務により市に所有権を移転し、事業期間を通して維持管理業務等を行う BT0（Build-Transfer-Operate）方式により実施します。

第3 応募に関する条件等

1. 入札参加者の全体構成

(1) 入札参加者の定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた複数の企業（以下「構成企業」といいます。）により構成されるグループ（以下「入札参加者」といいます。）とします。入札参加者の構成については、次のとおりとします。

設計業務を行う企業、施工業務を行う企業、工事監理業務を行う企業、維持管理業務を行う企業により構成されるものとします。なお、進捗管理や他の構成企業との連絡調整などの業務を行う企業が構成企業となることを妨げません。

構成企業から直接業務の一部を受託又は請け負う者を協力企業とします。

落札者となった入札参加者は、本事業を遂行するために会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」といいます。）を設立しても構いません。ただし、SPC を設立する場合は、次の要件をすべて満たさなければなりません。

- (ア) 代表企業は、SPC の出資者のうち最大の出資を行ってください。
- (イ) 構成企業以外の者が出資することも可能ですが、構成企業以外の者の出資は、SPC の議決権株式の 50% 未満でなければなりません（構成企業が、事業期間中、SPC の議決権株式の過半数を保有していなければなりません）。
- (ウ) 出資者は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってははいけません。
- (エ) SPC から直接業務を受託することができるものは、構成企業のみとします。

入札参加者は、入札参加表明及び入札参加資格確認申請に関する提出書類（以下「入札参加表明書等」といいます。）の提出時に、構成企業及び SPC を設立する場合はこれに出資するすべての企業について明らかにしてください。

入札参加者の構成企業の追加及び変更は原則として認めません。ただし、市がやむを得ないと判断した場合、代表企業を除き、変更することができるものとします。

(2) 代表企業の選定

入札参加者は、あらかじめ構成企業のうち施工業務を行う企業から代表企業を定め、その代表企業が入札参加手続を行うこととします。ただし、SPC を設立する場合は、代表企業が施工業務を行う企業でなくても構いません。

代表企業は、本入札への入札参加手続や落札者となった場合の契約協議等、市との調整・協議等における窓口役を担うものとします。なお、構成企業が負担する責任の詳細な内容については、事業契約書（案）によるものとします。

(3) その他

入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできません。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成企業になることはできません。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいいます（以下同じ。）。

選定された入札参加者の構成企業は、選定後直ちに市と協議を行い、基本協定を締結することとし、基本協定締結後、速やかに契約の締結に向けた協議を行うものとします。

2. 入札参加者の参加資格要件

(1) 入札参加者の共通参加資格要件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

参加表明書の受付締切日から提案書の提出締切日までの間において、市の指名停止期間中でない者であること。

川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であること。

会社更生法（平成14年法第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全である者と認められないこと。

建築士法（昭和25年法律第77号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていない者であること。

最近2年間の市町村税を滞納していないこと。

最近2年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。

- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
- ・株式会社東畑建築事務所
- ・弁護士法人御堂筋法律事務所

選定委員会の選定委員又は選定委員が属する法人と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。

(2) 業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件

本事業の各業務を担当する構成企業は、業務ごとにそれぞれ次の要件を満たすものとします。

「設計業務」を行う構成企業の要件

- (ア) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法（昭和25年法第202号）に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つ者を有していること。

- (イ) 「平成 28 年度 川西市一般競争入札参加有資格者名簿」(以下「資格者名簿」といいます。)に登録されていること。
- (ウ) 構成企業のうち必ず 1 社以上は、平成 18 年度以降に、設置完了済みの室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m²以上の建物を対象とする空調設備の設計の事業者としての実績を有していること。

「施工業務」及び「移設等業務」を行う構成企業の要件

- (ア) 構成企業のうち必ず 1 社以上は、建設業法(昭和 24 年法第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による「管工事」又は「電気」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 構成企業のうち必ず 1 社以上は、平成 18 年度以降に、設置完了済みの室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m²以上の建物を対象とする空調設備の施工の事業者としての施工実績を有していること。

「工事監理業務」を行う構成企業の要件

- (ア) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つものを有していること。
- (イ) 資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 構成企業のうち必ず 1 社以上は、平成 18 年度以降に、設置完了済みの室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m²以上の建物を対象とする空調設備の工事監理の実績を有していること。

「維持管理業務」を行う構成企業の要件

- (ア) 維持管理業務を行うにあたって、選択したエネルギー方式での運用に必要な場合、その資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係があること。
- (イ) 構成企業のうち必ず 1 社以上は、平成 18 年度以降に、設置完了済みの室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m²以上の建物を対象とする連続して 1 年以上の空調設備に関する維持管理実績を有していること。

(3) 同一企業による複数業務の担当についての要件

入札参加者の構成企業が、第 2・4 . に示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げませんが、同一の事業対象個所(学校単位とします。)における「施工業務」と「工事監理業務」を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはなりません。

(4) 協力企業が担当できる業務についての要件

構成企業が本事業の業務を協力企業に再委託する、又は請け負わせる場合、「設計業務」、「施工業務」、「工事監理業務」、「維持管理業務」及び「移設等業務」は、業務の一部に限って協力企業に再委託する、又は請け負わせることができるものとし、業務の全部を協力企業に再委託する、又は請け負わせることはできないものとし、協力企業に業務の一

部を再委託し、又は請け負わせようとする場合には事前に市の承諾を得るものとします。

なお、施工業務及び移設業務に関しては、建設業法第 22 条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守するものとします。

(5) 入札参加表明書等の受付日以降の取扱い

入札参加者が、参加資格確認基準日から事業契約締結日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消します。ただし、以下に記載する要件を満たした場合は引き続き有効とします。

入札参加資格審査書類に明示が義務づけられている者（以下「応募企業」といいます。）のうち、1ないし複数の企業が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」といいます。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」といいます。）と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成企業として加えたうえで、入札参加者の再編成を市に申請し、事業契約締結日までに市が認めた場合。ただし、残存企業のみで入札参加者の再編成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで本入札説明書に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要です。なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこととします。ただし、応募企業のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消します。

3. 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案書類等の提出をもって、入札説明書等（入札説明書の他に「要求水準書」、「落札者決定基準」、「基本協定書（案）」、「事業契約書（案）」、「様式集」を含みます。）の記載内容を承諾したものとします。

(2) 費用負担

入札の参加に関し必要な費用は、入札参加者の負担とします。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとします。ただし、市は本事業の公表時及びその他市が必要と判断した場合には、入札参加者の同意により無償で使用できることとします。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外の目的には使用しません。なお、提出を受けた書類は返却しません。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととします。

ただし、市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担します。

(4) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできません。

(5) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができません。

(6) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は、市から指示する場合を除き認めません。

(7) 使用言語及び単位、時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

4. 選定方法及びスケジュールについて

(1) 民間事業者の募集及び選定の方法

民間事業者の募集及び選定に当たっては、競争性、公平性及び透明性の確保に配慮した上で、市が支払うサービス対価の額をはじめ、事業者の設計能力、施工能力、維持管理能力、資金調達能力等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により事業者を選定します。

(2) 募集及び選定のスケジュール

民間事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行います。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに市ホームページにて公表します。市ホームページのアドレスは、「第8・3. 情報公開及び情報提供」を参照してください。以下同様とします。

日 程（予定）	内 容
平成28年 7月14日	入札説明書等の公表
7月20日	入札説明書等に関する説明会の開催
7月14日 ~7月20日	第2回現地見学会（全対象校）の申込受付
7月14日 ~7月20日	参考図書の貸与の受付
7月14日 ~7月27日	第1回入札説明書等に関する質問の受付
7月21日 ~8月2日	第2回現地見学会（全対象校）の開催
8月5日頃	第1回入札説明書等に関する質問への回答の公表
8月9日	個別対話の実施
8月9日 ~8月22日	第2回入札説明書等に関する質問の受付
9月上旬	第2回入札説明書等に関する質問への回答の公表
9月12日 ~9月16日	参加表明書及び資格確認書類の受付
9月下旬	資格確認結果の通知
10月21日	事業提案書等の受付期限
10月21日	入札書等の受付
12月上旬	落札者の決定
12月下旬	基本協定の締結
12月下旬	審査講評の公表
平成29年 2月上旬	仮契約の締結
3月下旬	事業契約の締結

5. 応募手続等

(1) 入札公告（入札説明書等の公表）

市は、入札公告と同時に、市ホームページにおいて入札説明書等を公表します。なお、以下の書類については、CD-Rにより直接希望者に貸与するので、希望者は下記の貸与場所に受け取りに来てください。また、各社1部のみとします。

貸与書類

以下の書類を希望者に直接貸与します。

(ア) 対象校・対象室図示図面

(イ) 対象教室数一覧

(ウ) 詳細提案校 一般図

以下、参考資料

(エ) 対象校別単線結線図

(オ) 対象校別エネルギー関連設備の状況及びエネルギー消費量一覧表

（平成27年度の実績値）

資料の内容と実際の状況との整合について市が保証するものではありません。

対象者 本事業への参画を検討している事業者

申込方法 「関係書類貸与申込書」(様式集 様式0-1)に、必要な事項を記載の上、電子メール（ファイル添付）にて申し込みをしてください。なお、メールタイトルには「関係書類貸与申込書（会社名）」と明記してください。また、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行ってください。

申込み先 「第8・3.情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照

申込期限 平成28年7月20日（水）17時まで

貸与場所 川西市 都市政策部公共施設マネジメント室

返却場所 同上

留意事項 市が貸与する資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意してください。また、事業者は、貸与された資料を本事業に係る業務以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに返却してください。返却の方法については別途、指示します。

(2) 入札説明書等の説明会の開催

入札説明書等に関する説明会を、以下のとおり開催します。なお、多数の参加希望者があった場合は、開催場所及び開催時刻の変更を行うことがあります。

開催日時 平成28年7月20日（水）13時から

開催場所 川西市役所 7階大会議室

参加者 本事業に参加を希望する民間事業者とし、1社2名までとします。

申込方法 「入札説明書等説明会参加申込書」(様式集 様式0-2)に、必要な事項を記載の上、電子メール（ファイル添付）にて申し込みをしてください。なお、メールタイトルには「入札説明書等に関する説明会申込（会社名）」と明記してください。

申込先 「第8・3.情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照

申込期限 平成28年7月19日（火）17時まで

留意事項 説明会当日は入札説明書等を配布しないため、持参してください。

(3) 第2回現地見学会の申し込み・実施

入札に参加しようとする民間事業者を対象に、第2回現地見学会を実施します。現地見学の手続き及び留意事項等の詳細は別紙2「第2回現地見学会の実施概要及び留意事項」を確認してください。

実施期間 平成28年7月21日(木)～平成28年8月2日(火)

開催場所 各対象校において開催します。

申込方法 可能な限り入札参加者の組成を予定している複数者で、「第2回現地見学会参加申込書」(様式集 様式 0-3)により電子メールで申し込んでください。なお、メールタイトルには「第2回現地見学会に関する申込(会社名)」と明記してください。

申込先 「第8・3.情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照

申込期限 平成28年7月20日(水) 17時まで

留意事項 現地見学会当日は資料を配布しないため、各参加者において持参してください。見学には身分証明書を提示のうえ入校し、校内では企業名を記載した腕章又は名札を着用してください。また、校内での教育活動等に支障のないよう留意してください。

(4) 第1回入札説明書等に関する質問の受付、質問及び回答の公表

入札説明書等に記載の内容に関して、質問を下記により受け付けます。また、質問の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合があります。

受付期間 平成28年7月14日(木)～7月27日(水) 17時まで

提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書」(様式集 様式 1-1)により電子メールで申し込んでください。なお、メールタイトルには「第1回入札説明書等に関する質問(会社名)」と明記してください。

提出先 「第8・3.情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照

回答方法 平成28年8月5日頃に市ホームページで公表します。なお、質問者名は公表しないものとします。

(5) 個別対話の実施

個別対話を以下のとおり開催します。なお、多数の参加希望者があった場合は、開催場所及び開催時刻の変更を行うことがあります。

開催日時 平成28年8月9日(火)

開催場所 川西市役所 5階 502 会議室

参加者 本事業に参加を希望する民間事業者とし、1社2名までとします。

申込方法 「個別対話参加申込書」(様式集 様式 1-2)に、必要な事項を記載の上、電子メール(ファイル添付)にて申し込みをしてください。なお、メールタイトルには「個別対話申込(会社名)」と明記してください。

申込先 「第8・3.情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照

申込期限 平成28年8月8日(月) 17時まで

留意事項 実施時間については、参加申込者に別途連絡します。

(6) 第 2 回入札説明書等に関する質問の受付、質問及び回答の公表

入札説明書等に記載の内容に関して、質問を下記により受け付けます。また、質問の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合があります。

受付期間 平成 28 年 8 月 9 日（火）～8 月 22 日（月）17 時まで

提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書」（様式集様式 1-1）により電子メールで申込んでください。なお、メールタイトルには「第 2 回入札説明書等に関する質問（会社名）」と明記してください。

提出先 「第 8・3.情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照

回答方法 平成 28 年 9 月上旬に市ホームページで公表します。なお、質問者名は公表しないものとします。

(7) 入札参加表明書等の受付

本事業への入札参加希望者は、入札参加表明書の受付に併せて、参加資格を満たすことを証明するための書類を提出し、参加資格の有無について市の確認を受けなければなりません。

なお、提出する書類の詳細は様式集を参照してください。

提出期間 平成 28 年 9 月 12 日（月）～平成 28 年 9 月 16 日（金）17 時まで

提出方法 持参により提出してください。

提出先 「第 8・3.情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照

(8) 資格確認通知書の発送

市は、資格審査として、参加資格確認基準日（参加資格確認通知日）をもって、入札参加希望者から提出された資格確認申請書類により参加資格の有無について確認を行います。

市は、資格審査を行った結果を平成 28 年 9 月下旬に入札参加希望者に通知します。なお、資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、通知を受けた日から 7 日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができます。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(9) 入札書等及び事業提案書等の受付

入札参加者は、次により「入札書」及び「入札金額内訳書」等（以下「入札書等」といいます。）を除く本事業に関する事業計画の内容を記載した事業実施に関する提案書及びその他関連書類等（以下「事業提案書等」といいます。）を次の要領により市に提出してください。また、入札書等については、入札価格の確認時に持参してください。入札書等及び事業提案書等の作成方法については、様式集に従ってください。

なお、入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書類等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合があります。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱います。

事業提案書等の提出方法

(ア) 受付期限 平成 28 年 10 月 21 日（金）15 時まで

- (イ) 提出方法 持参により提出してください。
- (ウ) 提出先 「第8・3.情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照。

入札価格の確認

入札書の入札価格の確認は、以下の確認日時に、原則として、入札参加者又はその代理人の立会の上、行うものとします。なお、当該入札では、入札参加者の入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は、その入札参加者は失格とします。この際に、入札価格の確認の場で入札参加者の入札価格の公表は行いません。

- (ア) 確認日時 平成28年10月21日(金)15時
- (イ) 確認場所 川西市役所 5階503会議室
- (ウ) 持参書類 入札書等

なお、入札書等の作成方法については、様式集に従ってください。

6. 入札にあたっての留意事項

(1) 一般的注意事項

- ・入札書等は、封筒に入れ密封し、入札価格の確認場所に持参してください。
- ・入札価格の確認時刻に遅れたときは、入札に参加できません。
- ・入札には身分を証明できるものを携帯の上、代表企業のみが参加してください。なお、代理人の場合には、「委任状(代理人)」(様式集 様式 4-5)を併せて持参してください。
- ・入札にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」に違反する行為を行ってはなりません。なお後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとります。

(2) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ・入札参加表明書等提出後、入札日までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成企業を抱える入札参加者が行った入札
- ・入札参加表明書等に記載された代表企業の代表者以外の者が行った入札
- ・参加資格のない者又は資格確認通知書を受理しなかった者の入札
- ・委任状が提出されていない代理人の入札
- ・2人以上の者が同一の者の代理をした入札
- ・入札者が他の入札者の代理をした入札
- ・入札者が談合した入札
- ・記名押印を欠いた入札
- ・入札金額を訂正した入札
- ・入札金額又は特定事業名を欠いた、又は確認しがたい入札
- ・誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- ・電送及び電話による入札
- ・その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

(3) 予定価格

予定価格は以下のとおりです。市の算定根拠は公表しません。
3,074,000,000 円（消費税及び地方消費税を含みます。）

(4) 入札辞退に関する提出書類

参加資格の確認を受けた者が入札を辞退する場合は、「入札辞退届」(様式集 様式 3-5)を提出してください。

提出方法 持参により提出してください。

提出先 「第 8・3.情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照。

第4 落札者の選定

1. 落札者の選定方法

本事業の落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとし、選定審議会を通じて学識経験者等の意見を聴取します。

2. 選定審議会の設置

市は、本事業における落札者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者等で構成される「川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業者選定審議会」（以下「選定審議会」といいます。）を設置しています。なお、委員は次のとおりです。

氏名	所属
相良 和伸	大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻 教授
土川 忠浩	兵庫県立大学環境人間学部環境人間学科 教授
延原 理恵	京都教育大学教育学部家政科 准教授
田辺 彰子	田辺彰子公認会計士事務所
若生 雅史	陽明小学校 校長

なお、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の落札者決定までの間において、本事業に関して、委員に面談を求めたり、自社の PR 資料を提出したりすること等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁じます。また、選定審議会の動向等について聴取することも禁じます。

これらの禁止事項に抵触したと市及び選定審議会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う場合があります。

3. 審査の内容

選定審議会において、あらかじめ設定した落札者決定基準に基づき、空調設備整備等に係る対価等による「定量的事項」と、事業提案書の提案内容による「定性的事項」について総合的に審査を行い、落札者候補として最も適当な者を選定します。また、審査の過程において入札参加者によるプレゼンテーション、選定委員会による入札参加者へのヒアリング等の実施を予定しています。詳細（実施時期、場所等）については、別途、入札参加者の代表企業に対して通知を行う予定です。

4. 審査項目

審査項目は、別添資料「落札者決定基準」を参照してください。

5. 落札者の決定

市は、選定審議会による落札者候補の選定の答申を踏まえ、落札者を決定します。

6. 審査結果及び評価公表

市は、選定の結果について落札者の決定後に「審査講評」「入札参加者」及び「落札者」等を、市ホームページを通じて公表します。

(1) 落札者の公表

市が落札者を決定した場合は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の合否を書面にて通知するとともに、審査の結果は市ホームページを通じて公表します。

(2) 落札の無効

川西市契約規則第 26 条に定めるもののほか、入札参加資格確認申請書兼誓約書及びその他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は無効とします。

(3) 審査講評の公表

市は、落札者決定後に審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表します。

7. 事務局

落札者選定に係る事務局は、次のとおりとします。

川西市 都市政策部公共施設マネジメント室

第5 提示条件

1. 事業フレーム

(1) 事業の遂行

平成 29 年 8 月末までに、設計・施工業務を完了の上、市に新規設備を引渡してください。

入札説明書等、事業者提案書類その他市と選定事業者で合意した内容の業務を確実に行ってください。

(2) 債権の取扱い

債権の譲渡

市は、選定事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、選定事業者が市に対して有する支払請求権（債権）は一体不可分とします。選定事業者が債権を譲渡することはできません。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りではありません。

債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が市に対して有する債権に対し、質権を設定すること及びこれを担保提供することはできません。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りではありません。

(3) 協議事項

法制上及び税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとします。

財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めます。

その他の支援に関する事項

市が支払う設計・施工等の対価の一部には、市債等を充当することを予定していますので、選定事業者は、市の申請手続に協力するものとします。

2. 市の支払いに関する事項

市は定期的にモニタリングを実施し、事業契約書に定められた業務水準が満たされていることを確認した上で、選定事業者が提供したサービスに対し、サービス対価を選定事業者に支払います。サービス対価の構成、支払方法等については別紙 3「サービス対価について」に示します。

3. 選定事業者の収入

市は選定事業者との間で締結する事業契約に従い、選定事業者からサービスを購入する対価として、設計、施工、工事監理、所有権移転に係る対価（以下「設計・施工等のサービス対価」といいます。）及び維持管理業務に係る対価（以下「維持管理のサービス対価」といいます。）を支払います。なお、サービス対価の支払方法の詳細については、別紙 3

「サービス対価について」を参照してください。

(1) 設計・施工等のサービス対価

設計・施工等のサービス対価については、国庫補助金と市債による一部充当を予定しており、設計・施工等のサービス対価のうち一括支払分として、初年度に設計・施工等のサービス対価の4分の3を、市が完成確認書を交付した後、事業者からの請求を受けてから40日以内に一括して支払います。

残額は、事業者より提案のあった金利を用い、事業期間にわたって割賦して支払います。事業の初年度は設備の引渡し日から平成29年9月末までの1箇月分の割賦手数料分のみを市が完成確認書を交付した後、事業者からの請求を受けてから40日以内に、以後、5月（前年度10月から3月までの分）と11月（4月から9月までの分）の6箇月ごとに、平成42年5月の支払まで、計25回の元利均等払いにて支払います。

(2) 維持管理のサービス対価

維持管理のサービス対価については、事業の初年度は設備の引渡し日から平成30年3月までの7箇月分を平成30年5月に支払い、2年度目から当該年度の4月から9月までの半年分を11月まで、10月から翌3月までの半年分を翌年度の5月までと年2回支払います。

4. 選定事業者の事業契約上の地位

市の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはなりません。

5. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除します。

(2) 契約保証金

契約保証金として、以下の（ア）及び（イ）の合計金額を事業契約締結時に納付してください。

（ア）設備整備費相当額（別紙3「サービス対価A+サービス対価B」）の10%以上

（イ）一事業年度の維持管理費相当額（別紙3「サービス対価C」）の10%以上

契約保証金の納付に代えて、以下の方法も可能とします。

（ア）契約保証金が免除される場合

- ・市を被保険者とする履行保証保険契約の締結（履行保証保険契約に係る保証証券を市へ提出してください。）

- ・SPCを設立する場合は、SPCを被保険者とする履行保証保険契約の締結（事業者の費用にて、保険金請求権に市を質権者とする質権を設定してください。）

（イ）契約保証金納付に代わる担保を提供する場合

- ・保証金に代わる担保となる有価証券等の提供（額面金額の80%に相当する金額が上記（ア）に規定する契約保証金額以上であることを要します。）

- ・設計・施工業務又は維持管理業務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は保証事業会社の保証

上記（ア）に規定する契約保証金又はその代替となるものは、設備引渡し時に返還します。

上記（イ）に規定する契約保証金又はその代替となるものは、本件契約の終了後に返還します。

履行保証保険付保の場合は、複数の保険の付保も可とし、保険期間は複数の保険の保険期間によって契約締結日から事業終了時までを満たし、その間に空白期間がないものとし、なお、維持管理期間中の付保は毎年度更新することを認めます。これらの付保により、上記に規定する契約保証金額以上が補償されることを要します。

6. 保険

選定事業者（選定事業者との間で契約を締結する業務担当企業を含みます。）は、次の要件を満たす保険契約を締結してください。なお、事業者提案書類において要件以上の提案をした場合には、選定事業者はその提案内容の保険契約を締結するものとし、また、次の保険契約に加えて、他の種類の保険契約を締結することを提案した場合には、選定事業者が提案した保険も併せて加入するものとし、

(1) 施工期間

設備工事保険

保険契約者	選定事業者又は選定事業者から施工業務を請け負った者
被保険者	選定事業者及び選定事業者から施工業務を請け負った者
保険の対象	施工工事
保険期間	工事着手予定日を始期とし、新規設備の引渡し予定日の前日を終期とします。
保険金額	施工工事費
補償する損害	工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工事用仮設物等に生じた物的損害（水災危険を含む）
免責金額	1事故あたり100,000円以下
その他	市を追加被保険者としてください。

第三者賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

保険契約者	選定事業者又は施工業務にあたる者
被保険者	選定事業者及び施工業務にあたる者
保険期間	工事着手予定日を始期とし、新規設備の引渡し予定日の前日を終期とします。
てん補限度額	身体賠償 - 1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上 財物賠償 - 1事故あたり1億円以上
免責金額	1事故あたり100,000円以下
補償する損害	本件工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
その他	市を追加被保険者としてください。

(2) 維持管理期間

第三者賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

保険契約者	選定事業者又は維持管理業務にあたる者
被保険者	選定事業者及び維持管理業務にあたる者
保険の対象	業務中に第三者の身体・生命を害し、又は財物に損傷を与えた結果、法律上の賠償責任による損害を担保
保険期間	維持管理開始日を始期とし、維持管理終了日を終期とします。
てん補限度額	身体賠償 - 1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上 財物賠償 - 1事故あたり1億円以上
免責金額	1事故あたり100,000円以下
その他	市を追加被保険者としてください。

(3) 留意事項

選定事業者（選定事業者との間で契約を締結する業務担当企業を含みます。）は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく市に提示してください。
選定事業者（選定事業者との間で契約を締結する業務担当企業を含みます。）は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができません。
選定事業者（選定事業者との間で契約を締結する業務担当企業を含みます。）は、保険の有無に係らず、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故等については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担してください。

7. 市と選定事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確にした上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方にに基づき、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものです。選定事業者が担当する業務については、原則として選定事業者が責任を負うものとし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととします。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、事業契約書（案）及び入札説明書等を踏まえた選定事業者による事業者提案書類によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行ってください。

8. SPC を設立する場合の特例

落札者が本事業を遂行するために会社法に定める株式会社としてSPCを設立する場合には、市は、SPCとの間で仮契約を締結することとします。この際、落札者の構成企業は事業提案において各構成企業が受託又は請負うこととなっている業務を、SPCから受託又は請負うこととします。ただし、「所有権移転業務」については、SPCが自ら実施することとします。なお、SPCは会社法に定める株式会社とし、仮契約締結までに設立してください。

第6 事業実施に関する事項

1. 市による本事業の実施状況の確認

市は、事業の実施状況について、監視、測定及び評価等のモニタリングを実施し、選定事業者が定められた業務を確実に履行し、要求水準書に規定された要求水準を達成しているかを確認します。モニタリングに要する費用のうち、選定事業者が行う作業等に必要な費用は、事業者の負担とします。その他、市が行う作業等に必要な費用は、市の負担とします。なお、入札説明書等、事業者提案書類に基づいて事業契約書に定められた性能等が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがあります。

なお、モニタリングに関する詳細については、別添資料「事業契約書(案)」を参照してください。

2. 事業期間中の選定事業者と市の関わり

本事業は、選定事業者の責において遂行されます。また、市は前項のとおり、事業実施状況について確認を行います。

市は、原則として選定事業者に対して連絡等を行います。必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行う場合があります。

資金調達上の必要性、事業の継続性の確保の関係から、一定の重要事項について、市は選定事業者に資金を提供する金融機関と協議することがあります。

第7 契約の考え方

1. 基本協定の締結

落札者と市は、落札後速やかに、基本協定書（案）に基づいて基本協定を締結するものとします。

2. 契約手続き

落札者と市は、事業契約書の内容について協議を行い、平成 29 年 2 月上旬までに合意を得て仮契約を締結するよう努めるものとします。ただし、原則として事業契約書（案）、その他入札説明書等で示した内容及び事業者提案書類の内容を変更できないことに留意してください。

SPC を設立する場合は、落札者は、仮契約の締結までに SPC を設立します。

仮契約は、川西市議会で議決を得たときに本契約となります。

3. 契約の概要

事業契約は、事業契約書（案）及び提案内容に基づき締結するものであり、選定事業者が遂行すべき設計・施工業務、維持管理業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定めます。

なお、維持管理業務の詳細の仕様については、事業者提案書類及び要求水準書、事業契約書に定められた水準に基づき、市と協議の上、作成し、業務開始までに市の承諾を得てください。

4. 入札価格と契約金額

落札者が提案した入札金額（落札金額）から割賦手数料相当分を控除した額に 100 分の 108 を乗じた額に、割賦手数料相当分を加えた額を契約金額とします。

5. 議会の議決

川西市議会における事業契約締結の議決は、平成 29 年 3 月を予定しています。

第8 その他

1. 基本協定に違反した場合の取扱い

基本協定締結後、当該協定に違反し、若しくは落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、本協定で定める対応を行うほか、市が実施する入札等への参加が認められなくなる場合があることに留意してください。

2. 特定事業の選定の取消し

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、入札参加者がいない、又はいずれの入札参加者の提案によっても市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、最終的に事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがあります。この場合、その旨を速やかに市ホームページで公表します。

3. 情報公開及び情報提供

市は、本事業に関する情報提供を、市ホームページを通じて適宜行います。

担当	川西市 都市政策部公共施設マネジメント室 担当 阪上・中村
住所	〒666-8501 川西市中央町 12 番 1 号
電話	072-740-3737
FAX	072-740-1317
HP	http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/index.html
E-mail	kawa0198@city.kawanishi.lg.jp

対象校一覧

通し 番号	学 校 名	所 在 地
1	久代小学校	川西市久代3丁目27番9号
2	加茂小学校	川西市加茂3丁目14番1号
3	川西小学校	川西市栄根1丁目1番1号
4	桜が丘小学校	川西市日高町4番1号
5	川西北小学校	川西市丸の内町7番1号
6	明峰小学校	川西市萩原台西3丁目242番地
7	多田小学校	川西市多田院1丁目4番1号
8	多田東小学校	川西市東多田3丁目21番1号
9	緑台小学校	川西市向陽台1丁目7番地の1
10	陽明小学校	川西市向陽台3丁目6番地の219
11	清和台小学校	川西市清和台東2丁目2番地の2
12	清和台南小学校	川西市清和台西5丁目1番地の2
13	けやき坂小学校	川西市けやき坂3丁目1番地の2
14	東谷小学校	川西市見野2丁目30番1号
15	牧の台小学校	川西市大和東1丁目47番地の1
16	北陵小学校	川西市丸山台1丁目3番地の2
17	川西南中学校	川西市久代3丁目3番1号
18	川西中学校	川西市松が丘町1番1号
19	明峰中学校	川西市湯山台1丁目39番地の1
20	多田中学校	川西市新田2丁目29番1号
21	緑台中学校	川西市向陽台3丁目11番地の35
22	清和台中学校	川西市清和台西2丁目3番地の57
23	東谷中学校	川西市見野1丁目9番1号
24	川西養護学校	川西市清和台西2丁目3番地の81
25	久代幼稚園	川西市久代2丁目12番1号
26	多田幼稚園	川西市多田院1丁目4番3号
27	清和台幼稚園	川西市清和台東2丁目3番地の4
28	東谷幼稚園	川西市見野2丁目29番24号

第 2 回現地見学会の実施概要及び留意事項

入札説明書 第 3・5.・(2) に基づく現地見学会の実施に関する要領及び留意事項は次のとおり。

1 現地見学会対象校

川西市立小中学校、幼稚園、及び特別支援学校 28 校・園

2 現地見学会の実施概要

(1) 期間

平成 28 年 7 月 21 日（木）～8 月 2 日（火）

土曜日、日曜日、祝日を除きます。

(2) 見学会方法

- ・ 見学会の当日は、指定された対象校に集合し、見学会を開始します。
- ・ 指定日及び指定時間以外の見学会はできません。

(3) 各対象校における見学会日・時間帯

- ・ 各班における見学会日・見学会時間帯ごとの対象校は下記のとおりを予定しています。

日程	時間	学校・園	日程	時間	学校・園
7 月 21 日	9 : 00 ~ 11 : 00	川西小学校	7 月 28 日	10 : 00 ~ 12 : 00	清和台南小学校
	11 : 00 ~ 12 : 00	川西中学校		13 : 00 ~ 15 : 00	清和台中学校
	13 : 00 ~ 15 : 00	桜が丘小学校		15 : 00 ~ 17 : 00	川西養護学校
	15 : 00 ~ 17 : 00	川西北小学校	7 月 29 日	10 : 00 ~ 12 : 00	陽明小学校
9 : 00 ~ 11 : 00	多田小学校	13 : 00 ~ 15 : 00		緑台中学校	
11 : 00 ~ 12 : 00	多田幼稚園	15 : 00 ~ 17 : 00		緑台小学校	
13 : 00 ~ 15 : 00	多田中学校	8 月 1 日		9 : 00 ~ 10 : 00	久代幼稚園
15 : 00 ~ 17 : 00	多田東小学校		10 : 00 ~ 11 : 00	久代小学校	
7 月 26 日	9 : 00 ~ 11 : 00		けやき坂小学校	11 : 00 ~ 12 : 00	加茂小学校
	12 : 00 ~ 14 : 00	明峰小学校	13 : 00 ~ 15 : 00	川西南中学校	
	14 : 00 ~ 16 : 00	明峰中学校	8 月 2 日	9 : 00 ~ 10 : 00	東谷幼稚園
7 月 27 日	9 : 00 ~ 11 : 00	清和台小学校		10 : 00 ~ 12 : 00	東谷小学校
	11 : 00 ~ 12 : 00	清和台幼稚園		13 : 00 ~ 15 : 00	東谷中学校
	13 : 00 ~ 15 : 00	牧の台小学校			
	15 : 00 ~ 17 : 00	北陵小学校			

(4) 見学対象箇所

- ・ 新規設備を設置する対象教室内、校舎周り、敷地周り、分電盤、受変電設備の状況等を見学対象とします。

3 現地見学会の申込み

(1) 参加申込方法

- ・ 現地見学の参加には、現時点で入札参加を予定しているグループ単位で申込みを行ってください。
- ・ 「第2回現地見学会参加申込書」(様式集 様式 0-3)により、電子メール(ファイル添付)により申込みを行ってください。

(2) 申込書の記入方法

- ・ 「第2回現地見学会参加申込書」(様式集 様式 0-3)は現時点で入札参加を予定しているグループ単位で作成し、代表となる企業及びその他の参加企業の担当者の連絡先等を記入してください。
- ・ 「第2回現地見学会参加申込書」(様式集 様式 0-3)には、各対象校の見学において希望する駐車台数と見学者数をそれぞれ記入してください。

(3) 現地見学当日の留意事項

- ・ 人数はそれぞれの班につき各グループ5名までとします。
- ・ 指定日時を厳守のうえ、現地に集合してください。また、集合場所は、校舎玄関とします。
- ・ 乗用車で来校する場合には、指定された場所に駐車してください。ただし、台数に限りがあるため、乗り合わせを行うなど、学校への乗入台数の制御に配慮してください。
- ・ 学校敷地内は全面禁煙です。その他、学校教育活動等に支障のないよう留意してください。
- ・ 見学中は企業名を記載した腕章又は名札等を着用し、学校職員から求められた場合は身分証明書を提示してください。
- ・ 見学時に必要なものは各自用意してください(資料、上履き等)。
- ・ 見学にあたっては、必ず学校職員の指示に従ってください。
- ・ 本事業に関連する施設の撮影は可能としますが、生徒等の個人が特定されるような撮影は認めません。また、撮影した写真等は本事業以外には使用しないでください。
- ・ 現地見学における学校職員の説明は、学校内の施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとします。また、当該学校職員の発言は、本事業における個別の事業条件を規定したり、許可したりするものではありません。

サービス対価について

1 サービス対価の構成

市が選定事業者に対して支払うサービス対価は、以下に示す設計・施工等のサービス対価と、維持管理のサービス対価により構成されます。

設計・施工等のサービス対価は、設計業務、施工業務、工事監理業務に係る費用に加えて、SPC を設立する場合の SPC 設立費等の開業準備費、それらに係る消費税及び地方消費税並びに割賦手数料等を含むものとします。

維持管理のサービス対価には、維持管理業務に係る費用に加えて法人税など法人の利益に対して掛かる税金、SPC を設立する場合の SPC の運営費や利益、それらに係る消費税及び地方消費税等を含むものとします。

サービス対価	費用	内容
設計・施工等のサービス対価	設備整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計に係る費用 ・ 施工に係る費用 ・ 工事監理に係る費用 ・ 所有権移転に係る費用 ・ 建中金利 ・ 融資組成費用 ・ SPC を設立する場合の SPC 設立に係る費用 ・ その他設備整備に関して必要な費用 ・ 消費税、地方消費税 等
	割賦手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割賦金利
維持管理のサービス対価	維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理に係る費用 ・ SPC を設立する場合の SPC 運営費 ・ 法人税など法人の利益に対して掛かる税金 ・ 税引き後利益 ・ その他維持管理・運営を行うために必要となる費用 ・ 消費税、地方消費税 等

2 サービス対価の支払い方法

設計・施工等のサービス対価は、設備引渡し後に一括して支払う「サービス対価 A」と分割して支払う「サービス対価 B」、維持管理のサービス対価は、維持管理業務開始後に支払う「サービス対価 C」により、構成されます。

(1) サービス対価 A (設備整備費相当一括支払額)

設備整備費のうち一括支払分として、設備整備費の 4 分の 3 を、市が完成確認書を交付した後、市は事業者から請求を受けた日から 40 日以内に一括して支払います。

(2) サービス対価 B (設備整備費相当割賦払額)

サービス対価の支払い

設備整備費の4分の1から消費税及び地方消費税分を除いた金額（以下、「割賦元本」といいます。）及び割賦元本を分割して支払うにあたり選定事業者より提案のあった割賦金利を用いて計算される割賦手数料、割賦元本に係る消費税及び地方消費税を合わせた金額を、事業期間にわたって支払います。

事業の初年度（平成29年度）は設備の引渡し日（平成29年9月1日）から平成29年9月末日までの期間（30日間）の割賦元本に対する割賦手数料分のみを、市が完成確認書を交付した後、選定事業者からの請求を受けてから40日以内に支払います。なお、この場合の割賦手数料の算出は日割りによることとし、30/365を乗じて算出することとします。

以後、割賦元本を5月（前年度10月から3月までの分）と11月（4月から9月までの分）の6箇月ごとに計25回の元利均等払いにて分割して支払います。なお、平成30年5月支払分以降の割賦手数料の算出は月割りによることとし、6/12を乗じて算出することとします。また、割賦元本には消費税及び地方消費税を含まないことに注意してください。

割賦金利の設定方法

割賦金利は、基準金利と選定事業者から提案されたスプレッド（任意に提案する上乗せ金利）の合計とします。このうち基準金利は、東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE(TSR)6ヶ月LIBORベース15年物(円-円)スワップレートによるものとし、基準日は全ての設備の引渡し完了する引渡し日の2営業日前（銀行営業日でない場合はその前の営業日）とします。

なお、入札価格の計算に使用する基準金利は、平成28年9月21日（水）午前10時にテレレート17143頁に発表されるTSR6ヶ月LIBORベース15年物(円-円)スワップレートとすることとします。

割賦支払分の計算に係る詳細規定

- (ア) 割賦元本に消費税及び地方消費税を加算した額と、割賦元本を25回で元利均等分割した支払元本の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額を一致させることとします。
- (イ) 元利均等計算した1回当たりの支払元本、支払割賦手数料、消費税及び地方消費税の各支払額に1円未満の端数が生じた場合、各支払額の端数金額を切り捨てることとします。元利均等計算をした各回の支払元本と支払割賦手数料の合計額が同一額にならない場合は、支払元本の支払額をもって調整し、各回の支払額を同一額とすることとします。
- (ウ) 割賦元本、消費税及び地方消費税のそれぞれにつき、(ア)の額と(イ)の合計額に不一致が生じた場合、最終回の支払額に不一致額を合計し調整することとします。

(3) サービス対価C（維持管理費相当額）

維持管理費相当額は、平成29年度の維持管理費相当分から支払うこととし、以降、維持管理運営期間にわたり、モニタリングの上、毎年度半期ごとに支払います。

平成29年度の維持管理費相当額は、設備の引渡し完了し供用を開始した日から平成

30年3月分までの期間にかかる分を支払うものとします。これ以降は、上期分は当該年度の4月から9月までの6か月分の維持管理費相当額を、下期は当該年度の10月から3月までの6か月分の維持管理費相当額を支払うものとします。

各半期業務終了後、市によるモニタリングの後、市は事業者から請求を受けた日から40日以内に支払います。

3 サービス対価等の改定方法

(1) サービス対価 A の改定

サービス対価 A は改定を行いません。

(2) サービス対価 B の改定

基準金利に基づく改定

サービス対価 B は、基準日に基準金利による改定を行います。なお、基準日は対象校全ての設備引渡しが完了した日の2営業日前（銀行営業日でない場合はその前営業日）とします。

その他

改定後のサービス対価 B の円未満の部分は切り捨てます。

サービス対価 B のうち設備整備費相当額からサービス対価 A の一括支払分を除いた残額は改定を行いません。

(3) サービス対価 C の改定

物価変動に基づく改定

(ア) 平成 29 年度のサービス対価 C の改定

平成 29 年度のサービス対価 C の改定は行いません。

(イ) 平成 30 年度のサービス対価 C の改定

平成 28 年（平成 28 年 1 月～平成 28 年 12 月）の下表に示す指標と、平成 29 年（平成 29 年 1 月～平成 29 年 12 月）のそれとを比較し、3%以上の変動が認められる場合に、平成 30 年度のサービス対価 C を、以下の算式に基づいて改定します。

なお、使用する指標は、当該年の1月から12月までの各月の確報値を単純平均することにより算出することとし、改定を行う場合、改定する年度のサービス対価 C のうち消費税及び地方消費税を含まない金額を用いて算出された金額（円未満は切り捨て）に、消費税及び地方消費税を加えて算出することとします。

使用する指標	価格改定の算式
「消費税を除く企業向けサービス価格指数」-建物サービス-(物価指数統計月報・日本銀行調査統計局)	$\{(129/128) - 1\} \quad 3.0\% \text{ のとき}$ $P30' = P30 + P30 \times \{(129/128) - 1 - 0.03\}$ $\{(129/128) - 1\} \quad -3.0\% \text{ のとき}$

	$P30' = P30 + P30 \times \{ (I29/I28) - 1 + 0.03 \}$ <p>P30 : 入札提案時の平成 30 年度のサービス対価から消費税及び地方消費税を除いた金額</p> <p>P30' : 改定後の平成 30 年度のサービス対価から消費税及び地方消費税を除いた金額</p> <p>I28 : 平成 28 年 1 月 ~ 12 月の指標の年平均値</p> <p>I29 : 平成 29 年 1 月 ~ 12 月の指標の年平均値</p>
--	---

(ウ) 平成 31 年度以降のサービス対価 C の改定

平成 31 年度以降については、前回改定時((イ)の改定が行われなかった場合は、平成 28 年とする)の指標の平均値と、前年のそれとを比較し、3%以上の変動が認められる場合に、当該年度のサービス対価 C を、以下の算式に基づいて改定します。

なお、使用する指標は、当該年の 1 月から 12 月までの各月の確報値を単純平均することにより算出することとし、改定を行う場合、改定する年度のサービス対価 C のうち消費税及び地方消費税を含まない金額を用いて算出された金額(円未満は切り捨て)に、消費税及び地方消費税を加えて算出することとします。

使用する指標	価格改定の算式
「消費税を除く企業向けサービス価格指数」- 建物サービス - (物価指数統計月報・日本銀行調査統計局)	$\{ (I_{t-1}/I_s) - 1 \} \quad 3.0\% \text{ のとき}$ $P_t' = P_t + P_t \times \{ (I_{t-1}/I_s) - 1 - 0.03 \}$ $\{ (I_{t-1}/I_s) - 1 \} \quad -3.0\% \text{ のとき}$ $P_t' = P_t + P_t \times \{ (I_{t-1}/I_s) - 1 + 0.03 \}$ <p>P_t : 前回改定時の当該年度 (t 年度) のサービス対価から消費税及び地方消費税を除いた金額</p> <p>P_t' : 改定後の当該年度のサービス対価から消費税及び地方消費税を除いた金額</p> <p>I_{t-1} : 前年 1 月 ~ 12 月の指標の年平均値</p> <p>I_s : 前回のサービス対価改定の基礎となった年の 1 月 ~ 12 月の指標の年平均値</p>

消費税法変更に基づく改定

サービス対価 C に対する消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出します。

その他

改定後のサービス対価 C の円未満の部分は切り捨てます。